

令和 8 年阿南市議会

9 月定例会議案

令和 8 年 9 月 1 日開会

阿 南 市

令和8年阿南市議会9月定例会議案目録

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 阿南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 2 号議案 | 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 3 号議案 | 阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 4 号議案 | 阿南市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について |
| 第 5 号議案 | 阿南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 第 6 号議案 | 阿南市予防接種実費徴収条例の一部改正について |
| 第 7 号議案 | 阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 第 8 号議案 | 令和8年度阿南市一般会計補正予算（第2号）について |
| 第 9 号議案 | 令和8年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第10号議案 | 市道の路線の廃止について |
| 第11号議案 | 市道の路線の認定について |
| 第12号議案 | 動産の買入れについて |
| 第13号議案 | 動産の買入れについて |

令和 8 年阿南市議会 9 月定例会報告目録

- 報告第 1 号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第 3 号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

第1号議案

阿南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
阿南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令（府令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第2号議案

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年阿南市条例第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、省令（省令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（阿南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

2 阿南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年阿南市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準） 第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（<u>令和 年阿南市条例第 号</u>）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）	（余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準） 第5条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 家庭的保育事業等を行う事業所 阿南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（<u>平成26年阿南市条例第34号</u>）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正されたため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第3号議案

阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

阿南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和2年阿南市条例第11号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項に規定する条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令（府令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正等に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特

定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第4号議案

阿南市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

阿南市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

阿南市認可地縁団体印鑑条例（平成18年阿南市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録の資格を有する者） 第2条 認可地縁団体の次に掲げる者は、その機関を表す印鑑につき市長の登録を受けることができる。 (1) [略] (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) [略] （登録申請） 第4条 [略] 2 [略] 3 第1項後段の規定にかかわらず、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら市役所に赴くことができない場合には、代理人（<u>省令第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人をいう。以下同じ。）が当該登録申請者に代わって登録申請（次条第2項において「代理登録申請」という。）をすることができる。この場合において、当該代理人（以下「代	（登録の資格を有する者） 第2条 認可地縁団体の次に掲げる者は、その機関を表す印鑑につき市長の登録を受けることができる。 (1) [略] (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第19条第1項第1号</u>へに規定する職務代行者 (3)～(5) [略] （登録申請） 第4条 [略] 2 [略] 3 第1項後段の規定にかかわらず、登録申請者が疾病その他やむを得ない事由により自ら市役所に赴くことができない場合には、代理人（<u>省令第19条第1項第1号</u>に規定する代理人をいう。以下同じ。）が当該登録申請者に代わって登録申請（次条第2項において「代理登録申請」という。）をすることができる。この場合において、当該代理人（以下「代

代理登録申請者」という。)は、代理権を証する書面を市長に提出しなければならない。 (登録の拒否) 第7条 市長は、登録申請が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を拒否しなければならない。 (1) [略] (2) 前条第4号から第7号までに規定する事項につき登録申請又は代理登録申請の内容と省令第18条の3第1項の台帳に記載された事項の内容とに相違があるとき。 (3)~(6) [略] 2 [略]	理登録申請者」という。)は、代理権を証する書面を市長に提出しなければならない。 (登録の拒否) 第7条 市長は、登録申請が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を拒否しなければならない。 (1) [略] (2) 前条第4号から第7号までに規定する事項につき登録申請又は代理登録申請の内容と省令第21条第2項の台帳に記載された事項の内容とに相違があるとき。 (3)~(6) [略] 2 [略]
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の一部改正に伴い、同省令を引用する条項にずれが生じるため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第5号議案

阿南市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

阿南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

阿南市後期高齢者医療に関する条例（平成20年阿南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市において行う事務） 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 〔略〕 (2) 広域連合条例第23条の規定による保険料の額に係る通知書の引渡し (3) 広域連合条例第24条第2項の保険料の徴収の猶予に係る申請書の提出の受付 (4) 広域連合条例第24条第2項の保険料の徴収の猶予に係る申請に対する徳島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (5) 広域連合条例第25条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付 (6) 広域連合条例第25条第2項の保険料の減免に係る申請	（市において行う事務） 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 (1) 〔略〕 (2) 広域連合条例第16条の規定による保険料の額に係る通知書の引渡し (3) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収の猶予に係る申請書の提出の受付 (4) 広域連合条例第17条第2項の保険料の徴収の猶予に係る申請に対する徳島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し (5) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付 (6) 広域連合条例第18条第2項の保険料の減免に係る申請

に対する徳島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る 通知書の引渡し (7) 広域連合条例第26条本文の申告書の提出の受付 (8)・(9) 〔略〕	に対する徳島県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る 通知書の引渡し (7) 広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付 (8)・(9) 〔略〕
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年徳島県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部が改正され、同条例を引用する条項にずれが生じたため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 6 号議案

阿南市予防接種実費徴収条例の一部改正について

阿南市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市予防接種実費徴収条例の一部を改正する条例

阿南市予防接種実費徴収条例（平成 2 6 年阿南市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）<u>第 5 2 条</u>の規定により本市が行う予防接種に要する実費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 （実費の徴収） 第 2 条 [略] 2 前項の予防接種の実費の額は、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）<u>第 3 5 条</u>に規定する経費の範囲内において、市長がその都度定める。	（趣旨） 第 1 条 この条例は、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）<u>第 2 8 条</u>の規定により本市が行う予防接種に要する実費の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。 （実費の徴収） 第 2 条 [略] 2 前項の予防接種の実費の額は、予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）<u>第 3 3 条</u>に規定する経費の範囲内において、市長がその都度定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）及び予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）の一部が改正され、これ

らの規定を引用する条項にずれが生じたため、関係規定について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第7号議案

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

阿南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

阿南市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年阿南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭 を行う者に対して、葬祭補償として、<u>33万円</u>に補償基礎額 の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭 を行う者に対して、葬祭補償として、<u>315,000円</u>に補 償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の阿南市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた阿南市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の阿南市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金

額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部が改正され、非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額が改定されたことに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

令和 8 年 度 補 正 予 算 議 案

一般会計補正予算（第 2 号）

阿 南 市

第8号議案

令和8年度阿南市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度阿南市の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ798,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,433,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11. 地方特例交付金		8 5, 6 0 0	7, 9 1 0	9 3, 5 1 0
	1. 地方特例交付金	8 5, 0 0 0	7, 9 1 0	9 2, 9 1 0
12. 地方交付税		5, 3 1 0, 0 0 0	1 8 8, 1 1 0	5, 4 9 8, 1 1 0
	1. 地方交付税	5, 3 1 0, 0 0 0	1 8 8, 1 1 0	5, 4 9 8, 1 1 0
16. 国庫支出金		6, 1 7 7, 7 5 9	2 1 1, 2 2 5	6, 3 8 8, 9 8 4
	1. 国庫負担金	4, 7 2 3, 5 3 6	1 8 7, 1 6 5	4, 9 1 0, 7 0 1
	2. 国庫補助金	1, 4 3 5, 2 5 5	2 3, 0 0 7	1, 4 5 8, 2 6 2
	3. 委託金	1 8, 9 6 8	1, 0 5 3	2 0, 0 2 1
17. 県支出金		3, 2 9 2, 2 2 0	3 7, 0 6 0	3, 3 2 9, 2 8 0
	2. 県補助金	1, 4 3 0, 7 5 8	3 7, 0 6 0	1, 4 6 7, 8 1 8
19. 寄附金		8 7 3, 5 9 0	3, 0 0 0	8 7 6, 5 9 0
	1. 寄附金	8 7 3, 5 9 0	3, 0 0 0	8 7 6, 5 9 0
20. 繰入金		2, 0 0 4, 2 3 2	△ 5, 9 2 5	1, 9 9 8, 3 0 7
	2. 基金繰入金	1, 9 7 4, 2 2 5	△ 5, 9 2 5	1, 9 6 8, 3 0 0
21. 繰越金		1 0	1 1 2, 1 7 2	1 1 2, 1 8 2
	1. 繰越金	1 0	1 1 2, 1 7 2	1 1 2, 1 8 2

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22. 諸収入		2 8 9, 5 2 5	2, 7 4 8	2 9 2, 2 7 3
	3. 雑入	2 7 3, 1 8 3	2, 7 4 8	2 7 5, 9 3 1
23. 市債		2, 8 5 0, 2 0 0	2 4 2, 5 0 0	3, 0 9 2, 7 0 0
	1. 市債	2, 8 5 0, 2 0 0	2 4 2, 5 0 0	3, 0 9 2, 7 0 0
歳 入 合 計		3 7, 6 3 4, 2 0 0	7 9 8, 8 0 0	3 8, 4 3 3, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4, 0 8 2, 6 2 1	1 5, 8 3 9	4, 0 9 8, 4 6 0
	1. 総務管理費	3, 4 9 4, 6 1 2	2, 6 2 0	3, 4 9 7, 2 3 2
	2. 徴税費	3 2 3, 8 6 5	1 3, 2 1 9	3 3 7, 0 8 4
3. 民生費		1 3, 5 2 1, 3 1 2	6 3, 7 2 2	1 3, 5 8 5, 0 3 4
	1. 社会福祉費	3, 3 2 3, 1 1 7	4 5, 9 7 6	3, 3 6 9, 0 9 3
	2. 児童福祉費	6, 5 4 4, 2 8 9	1 7, 3 2 8	6, 5 6 1, 6 1 7
	3. 生活保護費	1, 8 7 3, 3 2 8	4 1 8	1, 8 7 3, 7 4 6
4. 衛生費		3, 5 6 8, 4 4 6	1 5, 1 2 6	3, 5 8 3, 5 7 2
	1. 保健衛生費	1, 3 3 3, 7 5 1	2 1 5	1, 3 3 3, 9 6 6
	2. 清掃費	2, 2 3 4, 6 9 5	1 4, 9 1 1	2, 2 4 9, 6 0 6
6. 農林水産業費		1, 0 5 9, 5 0 1	3 2, 6 8 8	1, 0 9 2, 1 8 9
	2. 農地費	4 9 7, 5 4 4	2 9, 0 0 0	5 2 6, 5 4 4
	3. 林業費	1 1 7, 2 3 9	9 6 2	1 1 8, 2 0 1
	4. 水産業費	2 6, 7 3 6	2, 7 2 6	2 9, 4 6 2
7. 商工費		5 1 5, 3 0 3	1 1, 5 3 4	5 2 6, 8 3 7
	1. 商工費	5 1 5, 3 0 3	1 1, 5 3 4	5 2 6, 8 3 7

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8. 土木費		2, 0 7 7, 6 4 5	2 7, 1 0 0	2, 1 0 4, 7 4 5
	1. 土木管理費	3 0 3, 9 3 8	0	3 0 3, 9 3 8
	2. 道路橋りょう費	8 4 1, 3 8 1	2 7, 1 0 0	8 6 8, 4 8 1
9. 消防費		1, 5 5 3, 0 3 9	9, 4 4 1	1, 5 6 2, 4 8 0
	1. 消防費	1, 5 5 3, 0 3 9	9, 4 4 1	1, 5 6 2, 4 8 0
10. 教育費		4, 4 1 5, 4 9 9	1 5 3, 9 7 8	4, 5 6 9, 4 7 7
	2. 小学校費	1, 1 1 2, 3 0 1	1 2 3, 6 8 9	1, 2 3 5, 9 9 0
	3. 中学校費	5 7 7, 4 1 0	5, 5 7 8	5 8 2, 9 8 8
	4. 幼稚園費	3 9 8, 5 8 1	3 3 7	3 9 8, 9 1 8
	5. 社会教育費	9 9 0, 4 5 1	2 1, 8 0 0	1, 0 1 2, 2 5 1
	6. 保健体育費	9 6 8, 1 9 3	2, 5 7 4	9 7 0, 7 6 7
11. 災害復旧費		1 5, 2 0 5	1 5 0, 0 0 0	1 6 5, 2 0 5
	2. 公共土木施設災害復旧費	1 1, 1 6 0	1 5 0, 0 0 0	1 6 1, 1 6 0
13. 諸支出金		2, 8 0 4, 3 8 8	3 1 9, 3 7 2	3, 1 2 3, 7 6 0
	3. 基金費	0	3 1 9, 3 7 2	3 1 9, 3 7 2
歳 出 合 計		3 7, 6 3 4, 2 0 0	7 9 8, 8 0 0	3 8, 4 3 3, 0 0 0

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土 木 費	3 河 川 費	河 川 整 備 事 業	1 5 2, 9 0 0
計			1 5 2, 9 0 0

令和 8年度
1. 追加

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
スクールバス運行委託事業	令和 8年度～令和 9年度	11,000

令和 8年度

1. 追加

第 4 表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
粗大ごみ収集受付システム整備事業債	1 2, 0 0 0	普通貸借又は証券発行	5. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
防災行政無線整備事業債	8, 6 0 0			
公民館改修事業債	1 9, 6 0 0			
科学センター施設改修事業債	1, 6 0 0			

令和 8年度
2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正限度額	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業用施設改修事業債	1 0 , 9 0 0	1 0 , 1 0 0	2 1 , 0 0 0	普通貸借又は 証券発行	5 . 0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定による。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
漁港施設整備事業債	1 , 0 0 0	2 0 0	1 , 2 0 0			
急傾斜地崩壊対策事業債	9 , 1 0 0	1 0 0	9 , 2 0 0			
道路橋りょう新設改良事業債	3 7 1 , 1 0 0	9 , 0 0 0	3 8 0 , 1 0 0			
小学校施設改修事業債	2 5 2 , 3 0 0	1 2 6 , 6 0 0	3 7 8 , 9 0 0			
若杉山辰砂採掘遺跡活用整備事業債	2 3 , 6 0 0	1 0 0	2 3 , 7 0 0			
体育施設整備事業債	1 1 9 , 6 0 0	4 , 6 0 0	1 2 4 , 2 0 0			
現年公共土木施設災害復旧事業債	1 , 9 0 0	5 0 , 0 0 0	5 1 , 9 0 0			

令和 8 年度一般会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
11. 地方特例交付金	8 5, 6 0 0	7, 9 1 0	9 3, 5 1 0
12. 地方交付税	5, 3 1 0, 0 0 0	1 8 8, 1 1 0	5, 4 9 8, 1 1 0
16. 国庫支出金	6, 1 7 7, 7 5 9	2 1 1, 2 2 5	6, 3 8 8, 9 8 4
17. 県支出金	3, 2 9 2, 2 2 0	3 7, 0 6 0	3, 3 2 9, 2 8 0
19. 寄附金	8 7 3, 5 9 0	3, 0 0 0	8 7 6, 5 9 0
20. 繰入金	2, 0 0 4, 2 3 2	△ 5, 9 2 5	1, 9 9 8, 3 0 7
21. 繰越金	1 0	1 1 2, 1 7 2	1 1 2, 1 8 2
22. 諸収入	2 8 9, 5 2 5	2, 7 4 8	2 9 2, 2 7 3
23. 市債	2, 8 5 0, 2 0 0	2 4 2, 5 0 0	3, 0 9 2, 7 0 0
歳 入 合 計	3 7, 6 3 4, 2 0 0	7 9 8, 8 0 0	3 8, 4 3 3, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 総務費	4,082,621	15,839	4,098,460	4,619		△1,999	13,219
3. 民生費	13,521,312	63,722	13,585,034	13,070			50,652
4. 衛生費	3,568,446	15,126	3,583,572	△6,240	12,000	△2,200	11,566
6. 農林水産業費	1,059,501	32,688	1,092,189	22,396	10,200		92
7. 商工費	515,303	11,534	526,837	9,667		1,867	
8. 土木費	2,077,645	27,100	2,104,745		9,200		17,900
9. 消防費	1,553,039	9,441	1,562,480	674	8,600		167
10. 教育費	4,415,499	153,978	4,569,477	14,781	152,500	7,013	△20,316
11. 災害復旧費	15,205	150,000	165,205	100,050	50,000		△50
13. 諸支出金	2,804,388	319,372	3,123,760				319,372
歳 出 合 計	37,634,200	798,800	38,433,000	159,017	242,500	4,681	392,602

2. 歳 入

11 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 地方特例交付金	85,000	7,910	92,910	1. 減収補填特例交付金	7,910	・ 個人住民税減収補填特例交付金 4,713 ・ 自動車税減収補填特例交付金 1,251 ・ 軽自動車税減収補填特例交付金 3,959 ・ 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金 △2,013
計	85,000	7,910	92,910			
11 款合計	85,600	7,910	93,510			

12 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1. 地方交付税	5,310,000	188,110	5,498,110	1. 地方交付税	188,110	・ 普通交付税 188,110
計	5,310,000	188,110	5,498,110			
12 款合計	5,310,000	188,110	5,498,110			

16 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	4,638,232	87,115	4,725,347	1. 社会福祉費負担金	15,440	・ 過年度障害者福祉費負担金 15,398 ・ 過年度心身障害者福祉費負担金 42
				2. 児童福祉費負担金	2,635	・ 過年度児童手当給付負担金 399 ・ 過年度障害児施設措置費負担金 2,236
				3. 生活保護費負担金	69,040	・ 過年度生活保護費負担金 69,040
4. 災害復旧費国庫負担金	4,002	100,050	104,052	1. 公共土木施設災害復旧費負担金	100,050	・ 現年公共土木施設災害復旧費負担金 100,050

16 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	4,723,536	187,165	4,910,701			

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	52,514	1,310	53,824	1. 総務管理費補助金	1,310	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,310
2. 民生費国庫補助金	567,659	13,300	580,959	1. 社会福祉費補助金	2,355	・過年度重層的支援体制整備事業交付金 2,153 ・医療的ケア児等総合支援事業費補助金 202
				2. 児童福祉費補助金	10,945	・保育対策総合支援事業費補助金 10 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 10,935
3. 衛生費国庫補助金	37,801	△6,390	31,411	1. 保健衛生費補助金	110	・疾病予防対策事業費等補助金 110
				2. 清掃費補助金	△6,500	・地域未来交付金 △6,500
5. 農林水産業費国庫補助金	6,344	3,106	9,450	2. 水産業費補助金	2,144	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 2,144
				3. 林業費補助金	962	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 962
6. 商工費国庫補助金	89,576	1,734	91,310	1. 商工費補助金	1,734	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,734
9. 教育費国庫補助金	439,259	9,947	449,206	1. 小学校費補助金	334	・教育支援体制整備事業費補助金 334
				3. 幼稚園費補助金	9,613	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 9,613

16 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	1,435,255	23,007	1,458,262			

16 款 国庫支出金

3 項 委託金

2. 民生費委託金	17,106	1,053	18,159	1. 社会福祉費委託金	1,053	・ 国民年金事務取扱交付金 1,053
計	18,968	1,053	20,021			
16 款合計	6,177,759	211,225	6,388,984			

17 款 県支出金

2 項 県補助金

1. 総務費県補助金	39,421	3,309	42,730	1. 総務管理費補助金	3,309	・ 防犯カメラ設置支援事業費補助金 1,310 ・ 公共交通利用環境改善モデル事業費補助金 1,999
2. 民生費県補助金	366,151	870	367,021	1. 社会福祉費補助金	865	・ 民生委員活動費補助金 865
				2. 児童福祉費補助金	5	・ 保育対策総合支援事業費補助金 5
3. 衛生費県補助金	175,760	150	175,910	1. 保健衛生費補助金	150	・ がん患者へのアピアランスケア支援費補助金 150
5. 農林水産業費県補助金	374,238	19,290	393,528	2. 農地費補助金	18,850	・ 土地改良事業費補助金 18,850
				4. 水産業費補助金	440	・ とくしま海岸漂着物等地域対策推進費補助金 90 ・ 沿岸漁場整備開発事業費補助金 350
6. 商工費県補助金	7,015	7,933	14,948	1. 商工費補助金	7,933	・ 新未来創造推進交付金 7,933

17 款 県支出金

2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
8. 消防費県補助金	40,517	674	41,191	1. 消防費補助金	674	・ 緊急津波総合対策事業費補助金 74 ・ 災害福祉支援連携体制強化事業費補助金 600
9. 教育費県補助金	392,705	4,834	397,539	3. 中学校費補助金	2,260	・ 公共交通利用環境改善モデル事業費補助金 2,260
				6. 保健体育費補助金	2,574	・ 学校給食費負担軽減交付金 2,574
計	1,430,758	37,060	1,467,818			
17 款合計	3,292,220	37,060	3,329,280			

19 款 寄附金

1 項 寄附金

2. 指定寄附金	873,580	3,000	876,580	1. 指定寄附金	3,000	・ 企業版ふるさと阿南応援事業寄附金 3,000
計	873,590	3,000	876,590			
19 款合計	873,590	3,000	876,590			

20 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,099,300	△4,900	1,094,400	1. 財政調整基金繰入金	△4,900	・ 財政調整基金繰入金 △4,900
3. ふるさと阿南応援事業基金繰入金	286,461	△1,025	285,436	1. ふるさと阿南応援事業基金繰入金	△1,025	・ ふるさと阿南応援事業基金繰入金 △1,025
計	1,974,225	△5,925	1,968,300			
20 款合計	2,004,232	△5,925	1,998,307			

21 款 繰越金

1 項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰越金	10	112, 172	112, 182	1. 繰越金	112, 172	・ 繰越金 112, 172
計	10	112, 172	112, 182			
21 款合計	10	112, 172	112, 182			

22 款 諸収入

3 項 雑入

1. 雑入	273, 183	2, 748	275, 931	1. 雑入	2, 748	・ B&G財団事業助成金 2, 706 ・ 雑入 42
計	273, 183	2, 748	275, 931			
22 款合計	289, 525	2, 748	292, 273			

23 款 市債

1 項 市債

3. 衛生債	170, 700	12, 000	182, 700	1. 清掃債	12, 000	・ 粗大ごみ収集受付システム整備事業債 12, 000
5. 農林水産債	51, 300	10, 300	61, 600	1. 農地債	10, 100	・ 農業用施設改修事業債 10, 100
				2. 水産業債	200	・ 漁港施設整備事業債 200
7. 土木債	766, 700	9, 100	775, 800	1. 土木管理債	100	・ 急傾斜地崩壊対策事業債 100
				2. 道路橋りょう債	9, 000	・ 道路橋りょう新設改良事業債 9, 000
8. 消防債	277, 300	8, 600	285, 900	1. 消防債	8, 600	・ 防災行政無線整備事業債 8, 600
9. 教育債	934, 100	152, 500	1, 086, 600	1. 小学校債	126, 600	・ 小学校施設改修事業債 126, 600

23 款 市債

1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9. 教育債				3. 社会教育債	21,300	・ 若杉山辰砂採掘遺跡活用整備事業債 100 ・ 公民館改修事業債 19,600 ・ 科学センター施設改修事業債 1,600
				4. 保健体育債	4,600	・ 体育施設整備事業債 4,600
10. 災害復旧債	2,800	50,000	52,800	2. 公共土木施設災害復旧事業債	50,000	・ 現年公共土木施設災害復旧事業債 50,000
計	2,850,200	242,500	3,092,700			
23 款合計	2,850,200	242,500	3,092,700			

歳入合計	37,634,200	798,800	38,433,000			
------	------------	---------	------------	--	--	--

3. 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
10. 交通安全・防犯対策費	33,483	2,620	36,103	2,620				18. 負担金、補助及び交付金	2,620	○ 防犯対策費 （市民生活課） 18. 防犯カメラ設置事業補助金	2,620 2,620
12. 地域支援費	206,831	0	206,831	1,999		△1,999				財源振替	
計	3,494,612	2,620	3,497,232	4,619		△1,999					

2 款 総務費

2 項 徴税费

1. 税務総務費	279,406	13,219	292,625				13,219	1. 報酬	4,944	○ 税務総務費 (税務課) 1. 会計年度任用職員報酬 4. 会計年度任用職員共済組合負担金 4. 会計年度任用職員社会保険料 4. 会計年度任用職員市町村職員互助会負担金 8. 通勤旅費 22. 過年度国庫負担金等返納金	13,219
								4. 共済費	835		
								8. 旅費	158		
								22. 償還金、利子及び割引料	7,282		
計	323,865	13,219	337,084				13,219				
2 款合計	4,082,621	15,839	4,098,460	4,619		△1,999	13,219				

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	384, 332	44, 518	428, 850	865			43, 653	18. 負担金、補助及び交付金	865	○ 社会福祉総務費 （地域共生推進課）	40, 166
								22. 償還金、利子及び割引料	43, 653	22. 過年度国庫負担金等返納金	40, 166
										18. 民生・児童委員活動費補助金	865
										○ 介護保険事業対策費 （介護保険課）	3, 487
										22. 過年度国庫負担金等返納金	3, 487
2. 国民年金事務費	40, 129	1, 053	41, 182	1, 053				12. 委託料	1, 053	○ 国民年金事務費 （保険年金課）	1, 053
										12. 電算システム更新委託料	1, 053
4. 障害者福祉費	28, 086	405	28, 491	202			203	12. 委託料	405	○ 心身障害児等在宅介護支援事業 （地域共生推進課）	405
										12. 医療的ケア児レスパイト事業委託料	405
計	3, 323, 117	45, 976	3, 369, 093	2, 120			43, 856				

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	193,134	14,629	207,763	15			14,614	7. 報償費	20	○ 児童福祉総務費 (こども保育課) 7. 委員報償費 20
------------	---------	--------	---------	----	--	--	--------	--------	----	---

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費								22. 償還金、利子及び割引料	14,609	22. 過年度国庫負担金等返納金 2,514 ○ 児童福祉総務費（こども支援課） 12,095 22. 過年度国庫負担金等返納金 12,095
2. 保育所費	3,394,847	0	3,394,847	10,935			△10,935			財源振替
5. 子育て支援費	288,718	2,699	291,417				2,699	22. 償還金、利子及び割引料	2,699	○ 放課後児童クラブ運営事業（生涯学習課） 2,699 22. 過年度国庫負担金等返納金 2,699
計	6,544,289	17,328	6,561,617	10,950			6,378			

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	149,934	418	150,352				418	22. 償還金、利子及び割引料	418	○ 生活保護総務費（生活福祉課） 418 22. 過年度国庫負担金等返納金 418
計	1,873,328	418	1,873,746				418			
3 款合計	13,521,312	63,722	13,585,034	13,070			50,652			

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生総務費	303, 948	38	303, 986	260			△222	22. 償還金、利子及び割引料	38	○ 保健衛生総務費（保健センター） 22. 過年度国庫負担金等返納金	38 38
3. こども医療助成費	383, 931	177	384, 108			3, 000	△2, 823	22. 償還金、利子及び割引料	177	○ 未熟児養育医療費助成事業（保険年金課） 22. 過年度国庫負担金等返納金	177 177
計	1, 333, 751	215	1, 333, 966	260		3, 000	△3, 045				

4 款 衛生費

2 項 清掃費

2. 塵芥処理費	1,611,803	0	1,611,803	△6,500	12,000	△5,200	△300			財源振替
3. し尿処理費	401,897	9,605	411,502				9,605	10. 需用費	9,605	○ クリーンピュアあなん 管理費 (環境管理課) 10. 燃料費
4. 地域振興対策事業費	84,680	5,306	89,986				5,306	18. 負担金、補助及び交付金	5,306	○ ごみ処理施設地域振興 対策事業 (環境管理課) 18. 施設改修工事補助金 18. 集会所施設管理等補助金 18. 水路新設改良補助金
計	2,234,695	14,911	2,249,606	△6,500	12,000	△5,200	14,611			

4 款 衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 款合計	3,568,446	15,126	3,583,572	△6,240	12,000	△2,200	11,566			

6 款 農林水産業費

2 項 農地費

1. 農業用施設 新設維持費	184,711	29,000	213,711	18,850	10,100		50	18. 負担金、補 助及び交付 金	29,000	○ 農業用施設整備事業 (農地整備課) 18. 土地改良事業補助金	29,000 29,000
計	497,544	29,000	526,544	18,850	10,100		50				

6 款 農林水産業費

3 項 林業費

1. 林業振興費	117,239	962	118,201	962				11. 役務費	2	○ 林業振興事業 (農林水産課) 11. 通信運搬費 11. 手数料 18. しいたけ燃油高騰対策 支援補助金	962 1 1 960
								18. 負担金、補 助及び交付 金	960		
計	117,239	962	118,201	962							

6 款 農林水産業費

4 項 水産業費

1. 水産業振興 費	24,036	2,584	26,620	2,584				11. 役務費	138	○ 水産業振興事業 (農林水産課) 11. 通信運搬費 11. 手数料 12. 漁業者燃油高騰対策事 業委託料	2,584 24 114 283
								12. 委託料	283		

6 款 農林水産業費

4 項 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 水産業振興費								18. 負担金、補助及び交付金 2, 163	18. 漁業者燃油高騰対策支援補助金 1, 813 18. 沿岸漁場整備開発事業補助金 350	
2. 漁港管理費	2, 700	142	2, 842		100		42	14. 工事請負費 142	○ 漁港管理費（土木課） 142 14. 施設改修工事費 142	
計	26, 736	2, 726	29, 462	2, 584	100		42			
6 款合計	1, 059, 501	32, 688	1, 092, 189	22, 396	10, 200		92			

7 款 商工費

1 項 商工費

2. 商工業振興費	260, 668	6, 734	267, 402	8, 334		△1, 600		18. 負担金、補助及び交付金	2, 334	○ 商工業振興事業(商工戦略課) 5, 000 18. 活竹祭開催補助金 600 24. ふるさとづくり基金積立金 4, 400
								24. 積立金	4, 400	○ エコノミックガーデニング推進事業(商工戦略課) 1, 734 18. 経済変動対策資金保証料補給金 1, 734
3. 観光費	116, 945	4, 800	121, 745	1, 333		3, 467		10. 需用費	4, 800	○ 観光施設管理費(観光交流課) 4, 800 10. 修繕料 4, 800
計	515, 303	11, 534	526, 837	9, 667		1, 867				

7 款 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
7 款合計	515,303	11,534	526,837	9,667		1,867				

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1. 土木総務費	163,522	0	163,522		100		△100			財源振替
3. 急傾斜地崩壊対策事業費	18,570	0	18,570		100		△100			財源振替
計	303,938	0	303,938		200		△200			

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう維持費	146,908	17,100	164,008				17,100	11. 役務費	4,600	○ 道路橋りょう維持管理費 (土木課)	17,100
								14. 工事請負費	12,500		
2. 道路橋りょう新設改良費	198,124	10,000	208,124		9,000		1,000	14. 工事請負費	10,000	○ 道路舗装事業 (土木課)	10,000
										14. 道路舗装工事費	10,000
計	841,381	27,100	868,481		9,000		18,100				
8 款合計	2,077,645	27,100	2,104,745		9,200		17,900				

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
5. 防災費	203, 376	9, 441	212, 817	674	8, 600		167	7. 報償費	209	○ 防災対策費 (危機管理課) 7. イベント等協力謝礼 7. 防災減災・危機管理ア ドバイザー報償費 10. 消耗品費 10. 食糧費 13. 会場借上料 17. 防災用備品購入費 18. 消防防災ヘリコプター 運航連絡協議会負担金 ○ 防災行政無線維持管理 費 (危機管理課) 12. 撤去業務委託料	1, 241 60 149 210 60 30 240 492 8, 200 8, 200
								10. 需用費	270		
								12. 委託料	8, 200		
								13. 使用料及び 賃借料	30		
								17. 備品購入費	240		
								18. 負担金、補 助及び交付 金	492		
計	1, 553, 039	9, 441	1, 562, 480	674	8, 600		167				
9 款合計	1, 553, 039	9, 441	1, 562, 480	674	8, 600		167				

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	266, 583	2, 700	269, 283	334			2, 366	10. 需用費	1, 700	○ 小学校営繕費 (教育総務課)	1, 700
								12. 委託料	1, 000	10. 修繕料	1, 700
2. 教育振興費	410, 790	989	411, 779			989				○ 小学校保健費 (学校教育課)	1, 000
								10. 需用費	495	12. 派遣業務委託料	1, 000
										○ 小学校再編事業 (教育総務課)	989

10 款 教育費

2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 教育振興費								12. 委託料	165	10. 印刷製本費 495
								18. 負担金、補助及び交付金	329	12. 映像等記録作成業務委託料 165 18. 制服等購入費補助金 329
3. 校舎建設事業費	434, 928	120, 000	554, 928		126, 600		△6, 600	14. 工事請負費	120, 000	○ 小学校校舎改修事業 (教育総務課) 120, 000 14. 施設改修工事費 120, 000
計	1, 112, 301	123, 689	1, 235, 990	334	126, 600	989	△4, 234			

10 款 教育費

3 項 中学校費

2. 教育振興費	246,903	5,578	252,481	2,260		3,318		10. 需用費	495	○ 中学校再編事業 (教育総務課) 5,578 10. 印刷製本費 495 11. 手数料 21 12. 映像等記録作成業務委託料 165 14. 学校施設建設工事費 4,500 18. 制服等購入費補助金 397
								11. 役務費	21	
								12. 委託料	165	
								14. 工事請負費	4,500	
								18. 負担金、補助及び交付金	397	
計	577,410	5,578	582,988	2,260		3,318				

10 款 教育費

4 項 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 幼稚園費	398, 581	337	398, 918	9, 613			△9, 276	22. 償還金、利 子及び割引 料	337	○ 幼稚園教育振興費 （こども保育課） 22. 過年度国庫負担金等返 納金	337 337
計	398, 581	337	398, 918	9, 613			△9, 276				

10 款 教育費

5 項 社会教育費

1. 社会教育総務費	112,219	0	112,219		100		△100			財源振替
2. 公民館費	204,740	20,100	224,840		19,600		500	14. 工事請負費	18,600	○ 公民館管理費 (生涯学習課)
								18. 負担金、補助及び交付金	1,500	14. 設備改修工事費 18. 公民館管理費負担金
7. 科学センター費	88,789	1,700	90,489		1,600		100	10. 需用費	1,700	○ 科学センター管理費 (科学センター) 10. 修繕料
計	990,451	21,800	1,012,251		21,300		500			

10 款 教育費

6 項 保健体育費

2. 体育施設費	291,527	0	291,527		4,600	2,706	△7,306			財源振替
----------	---------	---	---------	--	-------	-------	--------	--	--	------

10 款 教育費

6 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
4. 学校給食費	509, 471	2, 574	512, 045	2, 574				18. 負担金、補助及び交付金	2, 574	○ 給食センター費 (学校給食課) 18. 学校給食費補助金	2, 574 2, 574
計	968, 193	2, 574	970, 767	2, 574	4, 600	2, 706	△7, 306				
10 款合計	4, 415, 499	153, 978	4, 569, 477	14, 781	152, 500	7, 013	△20, 316				

11 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	11,160	150,000	161,160	100,050	50,000		△50	14. 工事請負費	150,000	○ 現年公共土木施設災害復旧事業 (土木課) 14. 道路災害復旧工事費 14. 河川災害復旧工事費	150,000 87,000 63,000
計	11,160	150,000	161,160	100,050	50,000		△50				
11 款合計	15,205	150,000	165,205	100,050	50,000		△50				

13 款 諸支出金

3 項 基金費

1. 基金費	0	319,372	319,372				319,372	24. 積立金	319,372	○ 基金費 (財政課) 24. 財政調整基金積立金 24. 減債基金積立金	319,372 74,000 245,372
計	0	319,372	319,372				319,372				
13 款合計	2,804,388	319,372	3,123,760				319,372				

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
歳出合計	37,634,200	798,800	38,433,000	159,017	242,500	4,681	392,602			

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(601) 830	615,897	3,744,545	2,529,461	6,889,903	1,410,230	8,300,133	
補正後	(607) 830	620,841	3,744,545	2,529,461	6,894,847	1,411,065	8,305,912	
比 較	(6) 0	4,944	0	0	4,944	835	5,779	

備考 () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正前	76,332	1,791,775	73,963	43,429	306,325	46,556	84,862	62,200
	補正後	76,332	1,791,775	73,963	43,429	306,325	46,556	84,862	62,200
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	単 身 赴 任 手 当	地 域 手 当
補正前	5,150		38,869
補正後	5,150		38,869
比 較	0		0

ア 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前	(554) 75	615,897	668,503	583,975	1,868,375	354,237	2,222,612	
補正後	(560) 75	620,841	668,503	583,975	1,873,319	355,072	2,228,391	
比 較	(6) 0	4,944	0	0	4,944	835	5,779	

備考 () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしたもの

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 勤 勉 当 手	通 勤 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 当 手	特 殊 勤 務 当 手	管 理 職 当 手
	補正前		474,147	20,791		13,025	3,556	65,722	
	補正後		474,147	20,791		13,025	3,556	65,722	
	比 較		0	0		0	0	0	

区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	単 身 赴 任 当 手	地 域 手 当
補正前			6,734
補正後			6,734
比 較			0

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当該年度末現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元金償還見込額	
(1) 普 通 債	25,164,030	26,080,598	3,039,900	2,414,936	26,705,562
1 総 務	3,913,972	3,564,795	173,200	409,393	3,328,602
2 民 生	803,247	807,294	358,400	84,473	1,081,221
3 衛 生	3,096,162	2,820,118	182,700	336,843	2,665,975
4 労 働 債			400		400
5 農 林 水 産	1,584,879	2,607,783	61,600	179,194	2,490,189
6 商 工	33,032	30,856	115,300	3,976	142,180
7 土 木	5,634,719	6,047,522	765,400	557,586	6,255,336
8 公 営 住 宅	1,169,701	1,061,830	10,400	111,127	961,103
9 消 防	1,151,461	1,317,595	285,900	187,802	1,415,693
10 教 育	7,776,857	7,822,805	1,086,600	544,542	8,364,863

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当該年度末現在高見込額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元金償還見込額	
(2) 災 害 復 旧 債	75,687	73,338	52,800	9,273	116,865
1 補 助 災 害	57,848	51,522	52,800	6,750	97,572
2 単 独 災 害	17,839	21,816		2,523	19,293
(3) そ の 他	10,002,263	9,285,295		970,846	8,314,449
1 減 収 補 填 債	876,261	749,150		127,110	622,040
2 減 税 補 填 債	19,536	6,231		6,231	0
3 臨 時 財 政 対 策 債	8,233,128	7,403,583		811,118	6,592,465
4 調 整 債	307,400	459,100			459,100
5 一 般 会 計 出 資 債	565,938	667,231		26,387	640,844
合 計	35,241,980	35,439,231	3,092,700	3,395,055	35,136,876

令和 8 年 度 補 正 予 算 議 案

介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

阿 南 市

第9号議案

令和8年度阿南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度阿南市の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,744,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 支払基金交付金		2, 2 0 4, 4 7 9	2, 5 3 7	2, 2 0 7, 0 1 6
	1. 支払基金交付金	2, 2 0 4, 4 7 9	2, 5 3 7	2, 2 0 7, 0 1 6
9. 繰越金		1	3 1 7, 8 4 8	3 1 7, 8 4 9
	1. 繰越金	1	3 1 7, 8 4 8	3 1 7, 8 4 9
歳 入 合 計		8, 4 2 4, 5 0 0	3 2 0, 3 8 5	8, 7 4 4, 8 8 5

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 基金積立金		1	1 4 0, 8 8 4	1 4 0, 8 8 5
	1. 基金積立金	1	1 4 0, 8 8 4	1 4 0, 8 8 5
7. 諸支出金		2 7, 2 4 3	1 7 9, 5 0 1	2 0 6, 7 4 4
	1. 償還金及び還付加算金	2, 6 0 1	1 7 9, 5 0 1	1 8 2, 1 0 2
歳 出 合 計		8, 4 2 4, 5 0 0	3 2 0, 3 8 5	8, 7 4 4, 8 8 5

令和 8 年度介護保険事業特別会計補正予算説明書

阿 南 市

1. 総 括

(歳入) 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書 (単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
5. 支払基金交付金	2, 2 0 4, 4 7 9	2, 5 3 7	2, 2 0 7, 0 1 6
9. 繰越金	1	3 1 7, 8 4 8	3 1 7, 8 4 9
歳 入 合 計	8, 4 2 4, 5 0 0	3 2 0, 3 8 5	8, 7 4 4, 8 8 5

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 基金積立金	1	140,884	140,885				140,884
7. 諸支出金	27,243	179,501	206,744				179,501
歳 出 合 計	8,424,500	320,385	8,744,885				320,385

2. 歳 入

5 款 支払基金交付金

1 項 支払基金交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護給付費交付金	2, 165, 518	2, 537	2, 168, 055	2. 過年度分	2, 537	・ 過年度分 2, 537
計	2, 204, 479	2, 537	2, 207, 016			
5 款合計	2, 204, 479	2, 537	2, 207, 016			

9 款 繰越金

1 項 繰越金

1. 繰越金	1	317, 848	317, 849	1. 繰越金	317, 848	・ 繰越金 317, 848
計	1	317, 848	317, 849			
9 款合計	1	317, 848	317, 849			

歳入合計	8, 424, 500	320, 385	8, 744, 885			
------	-------------	----------	-------------	--	--	--

3. 歳 出

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1. 介護給付費準備基金積立金	1	140, 884	140, 885				140, 884	24. 積立金	140, 884	○ 介護給付費準備基金積立金 (介護保険課) 24. 介護給付費準備基金積立金	140, 884 140, 884
計	1	140, 884	140, 885				140, 884				
5 款合計	1	140, 884	140, 885				140, 884				

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

3. 償還金	1	179,501	179,502				179,501	22. 償還金、利子及び割引料	179,501	○ 償還金 (介護保険課) 22. 過年度国庫負担金等返納金
計	2,601	179,501	182,102				179,501			
7 款合計	27,243	179,501	206,744				179,501			

歳出合計	8,424,500	320,385	8,744,885				320,385			
------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------	--	--	--

第 10 号議案

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり廃止する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記		
路 線 名 (路線番号)	起 点	終 点
芳崎久保 2 号線 (13202)	阿南市那賀川町芳崎	阿南市那賀川町芳崎

提案理由

市道の路線の廃止について、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 1 1 号議案

市道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道の路線を下記のとおり認定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

路 線 名	起 点	終 点
中西松ノ久保線	阿南市学原町中西	阿南市学原町松ノ久保
岡 4 号線	阿南市上中町岡	阿南市上中町岡
田中 2 号線	阿南市才見町田中	阿南市才見町田中
荒井 2 号線	阿南市宝田町荒井	阿南市宝田町荒井
大久保 2 号線	阿南市宝田町大久保	阿南市宝田町大久保
赤池線	阿南市那賀川町赤池	阿南市那賀川町赤池
中島 2 号線	阿南市那賀川町中島	阿南市那賀川町中島
中島 3 号線	阿南市那賀川町中島	阿南市那賀川町中島
岩脇神代地線	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地
中庄上ナカレ線	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ
中庄川ノ東黒地線	阿南市羽ノ浦町中庄川ノ東	阿南市那賀川町黒地
中庄川原畑 1 号線	阿南市羽ノ浦町中庄川原畑	阿南市羽ノ浦町中庄川原畑
中庄川原畑 2 号線	阿南市羽ノ浦町中庄川原畑	阿南市羽ノ浦町中庄川原畑
中庄川原畑 3 号線	阿南市羽ノ浦町中庄川原畑	阿南市羽ノ浦町中庄川原畑
中庄かわら池線	阿南市羽ノ浦町中庄かわら池	阿南市羽ノ浦町中庄かわら池
中庄中屋 2 号線	阿南市羽ノ浦町中庄中屋	阿南市羽ノ浦町中庄中屋

中庄やたけ線	阿南市羽ノ浦町中庄やたけ	阿南市羽ノ浦町中庄やたけ
宮倉太田 3 号線	阿南市羽ノ浦町宮倉太田	阿南市羽ノ浦町宮倉太田
宮倉前田 2 号線	阿南市羽ノ浦町宮倉前田	阿南市羽ノ浦町宮倉前田
明見 1 2 号線	阿南市羽ノ浦町明見	阿南市羽ノ浦町明見
明見 1 3 号線	阿南市羽ノ浦町明見	阿南市羽ノ浦町明見
浜浦線	阿南市見能林町浜浦	阿南市見能林町浜浦

提案理由

市道の路線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第12号議案

動産の買入れについて

下記のとおり動産を買い入れる。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- | | | |
|---|------------|----------------------------------|
| 1 | 物 件 名 | i P a d OS端末機器一式 |
| 2 | 数 量 | 5, 1 0 4 台 |
| 3 | 売買代金額 | 金3億2, 7 2 0 万7, 2 3 2 円 |
| 4 | 買 入 先 | 徳島市東吉野町1丁目10番地の1
四国通建株式会社徳島支店 |

提案理由

G I G Aスクール構想に基づき、児童生徒に対し1人1台のタブレット型情報端末の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿南市条例第6号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第13号議案

動産の買入れについて

下記のとおり動産を買い入れる。

令和8年9月1日提出

阿南市長 岩 佐 義 弘

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------------|
| 1 | 物 件 名 | コアスイッチ機器等 |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 売買代金額 | 金1億340万円 |
| 4 | 買 入 先 | 阿南市宝田町今市イシン坊26番地1
株式会社四電工阿南営業所 |

提案理由

コアスイッチ機器等の買入れについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年阿南市条例第6号）第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第 1 号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同法第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記

専決第12号

専 決 処 分 書

交通事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年7月7日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故発生日時 | 令和8年5月7日（木）
午前8時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所正面駐車場内 |
| 3 | 和解の相手方 | 阿南市在住 1名 |
| 4 | 事故の概要 | 上記の日時及び場所において、阿南市の公用車が後進した際、駐車中の相手方車両の前部に接触し、これに損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 24万3,584円 |
| 6 | 和解の内容 | 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。 |

報告第2号

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同法第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記

専決第13号

専 決 処 分 書

一般廃棄物収集業務中の過失による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年7月22日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 発 生 日 時 | 令和8年5月25日（月）
午後2時30分頃 |
| 2 | 発 生 場 所 | 阿南市新野町川亦85番地1 |
| 3 | 和解の相手方 | (1) 阿南市所在 1法人
(2) 鹿児島県曾於郡大崎町所在 1法人 |
| 4 | 概 要 | 上記の日時及び場所において、一般廃棄物収集業務中、相手方(1)の事業所の軒先に置かれていた相手方(2)所有の葛いも株2株を誤って可燃ごみとして収集・処分したことにより相手方に損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償の額 | (1) 22万3,738円
(2) 30万円 |
| 6 | 和解の内容 | 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。 |

報告第3号

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月1日

阿南市長 岩 佐 義 弘

別記

専決第14号

専 決 処 分 書

物損事故による損害賠償の額を決定し、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月13日専決

阿南市長 岩 佐 義 弘

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和8年4月16日（木）
午後1時57分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 阿南市富岡町トノ町12番地3
阿南市役所東側駐車場内 |
| 3 | 和解の相手方 | 阿南市在住 1名 |
| 4 | 事故の概要 | 上記の日時及び場所において、職員が阿南市の公用車から降車するため運転席ドアを開けた際、隣接して駐車していた相手方の所有する車両に接触し、これに損害を与えた。 |
| 5 | 損害賠償の額 | 7万9,448円 |
| 6 | 和解の内容 | 市が相手方に対して、上記の損害賠償の額を支払う。 |